事業主提出用

2回目以降

新型コロナウイルス感染症対応

休業支援金・給付金 申請書類提出について

郵送での お手続方法

⚠ 前回オンラインで申請された方は、オンライン申請をご利用ください。

前回申請時の支給・不支給決定通知書に同封された、2回目以降用の支給申請書類

前回の支給・不支給決定通知書のキリトリ線から下の部分を切り取って 2回目以降用の支給申請書 続紙の該当箇所にしっかり糊で貼り付けたうえ、 ご記入ください。

申請書類は以下からもダウンロードができます。

- ●支給申請書/https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000654684.pdf
- 支給申請書 続紙/https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000654685.pdf ●支給要件確認書/https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000654687.pdf

※それぞれ1枚目(記入面)をご提出ください。

↑ 支給申請書 続紙・支給要件確認書は対象となる労働者 ごとに作成し、事業所ごとにまとめて送付してください。

申請書類への記入もれ・添付書類の不備・郵送代金の不足などの場合、書類一式は返送と なります。記入もれや不備がないか封入前に十分にご確認ください。 ご不明の点はコールセンター(0120-221-276)にお問い合わせください。 支給申請書、支給要件確認書および添付書類に偽りの記入をして提出した場合は、 不正行為として処分の対象となることがあります。正確にご記入ください。



支給申請書 〈1枚日〉



支給申請書 続紙〈1枚月〉 ※対象となる労働者1名につき1枚

⚠ 前回申請時の「支給・ 不支給決定通知書」下部 「支援金等対象者番号・氏 名(カナ)」を切り取って必ず 貼ってください。



支給要件確認書 〈1枚目〉

※対象となる労働者 1名につき1枚

以下の書類を対象となる労働者ごとに用意し、それぞれA4サイズのコピーを添付してください。

①申請対象労働者本人であることが確認できる書類の写し

運転免許証(住所変更ない場合、表面のみ)・マイナンバーカード(表面のみ)などのコピー ※顔写真なしの健康保険証などの書類は2種類の異なる書類のコピー(健康保険証の 保険者番号および被保険者等記号・番号は塗りつぶして提出してください)。 学生証や社員証は顔写真付きであっても他の書類とあわせ2種類必要です。なお、個人番号通知書および通知カードは本人確認書類として利用できません。

↑ 前回申請時から変更がない場合は不要です

②振込先口座を確認できる書類の写し

キャッシュカード・通帳 などのコピー

↑ 前回申請時から変更がない場合は不要です

③休業中の賃金額が確認できる書類の写し

①運転免許証、マイナンバー カード等の写し ※前回申請時から変更が あるときのみ



②キャッシュカードや 通帳等の写し ※前回申請時から変更が あるときのみ



コピーしてください。

③給与明細や 賃金台帳等の写し



給与明細・賃金台帳 などのコピー

Step

事業所ごとにまとめた上記書類をすべて封筒に入れ、 右下の宛名を貼り、切手を貼ってご投函ください。

※封筒はご自身でご用意ください。



①準備した申請書類・添付書類を封入してください。

※封をする前に、Step1・Step2で用意した必要書類がすべて 入っているか、書類の記入もれがないか、不要な書類が紛れて いないか再度ご確認ください。





②右の宛名台紙に事業所の住所・名前・担当部署・担当者名 のご記入後、送付前チェックをご確認いただき、切り取って 封筒に貼付してください。

※宛名台紙が封筒からはがれてしまうと届きません。 しっかりと貼ってください。



③切手を貼ってください。

※郵便物の重さにより、貼っていただく切手の金額が異なります。 下記サイトにてご確認のうえ、お間違いのないようご注意ください。 〈日本郵政ホームページ〉

https://www.post.japanpost.jp/cgi-simulator/envelope.php





④ポストに投函してください。

※ハローワークなど窓口での受付は行っておりません。

≯ ‡リトリ

600-8799

(受取人)

日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応

休業支援金•給付金担当 行

住所		
事業所	3	
担当部署名		
担当者	3	
登付前チェック		■請書 続紙 ☑ 支給要件確認書 あることが確認できる書類の写し きる書類の写し

▲ 封筒に切手を貼ってください。